

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器貝殻除去装置(B)において、のぞき窓ワイパー操作ハンドル付根部より海水の漏えい(約1滴/1秒)が認められたため、当該ハンドル付根部を点検・修理。なお、操作ハンドルを動かし、漏えい停止。	G III	
2	1・2号廃棄物処理設備	蓄電池定例点検において、蓄電池(No. 57)の比重測定不可(比重計の測定比重下限以下)が認められたため、当該原因調査・対策検討。	G III	
3	その他	放射線測定搬出業務に係る委託業務の工事監理員において、工事監理員資格の更新(平成27年9月3日期限)がされていない当社社員を工事監理員に指名していた事が認められたため、対応検討。	G II	